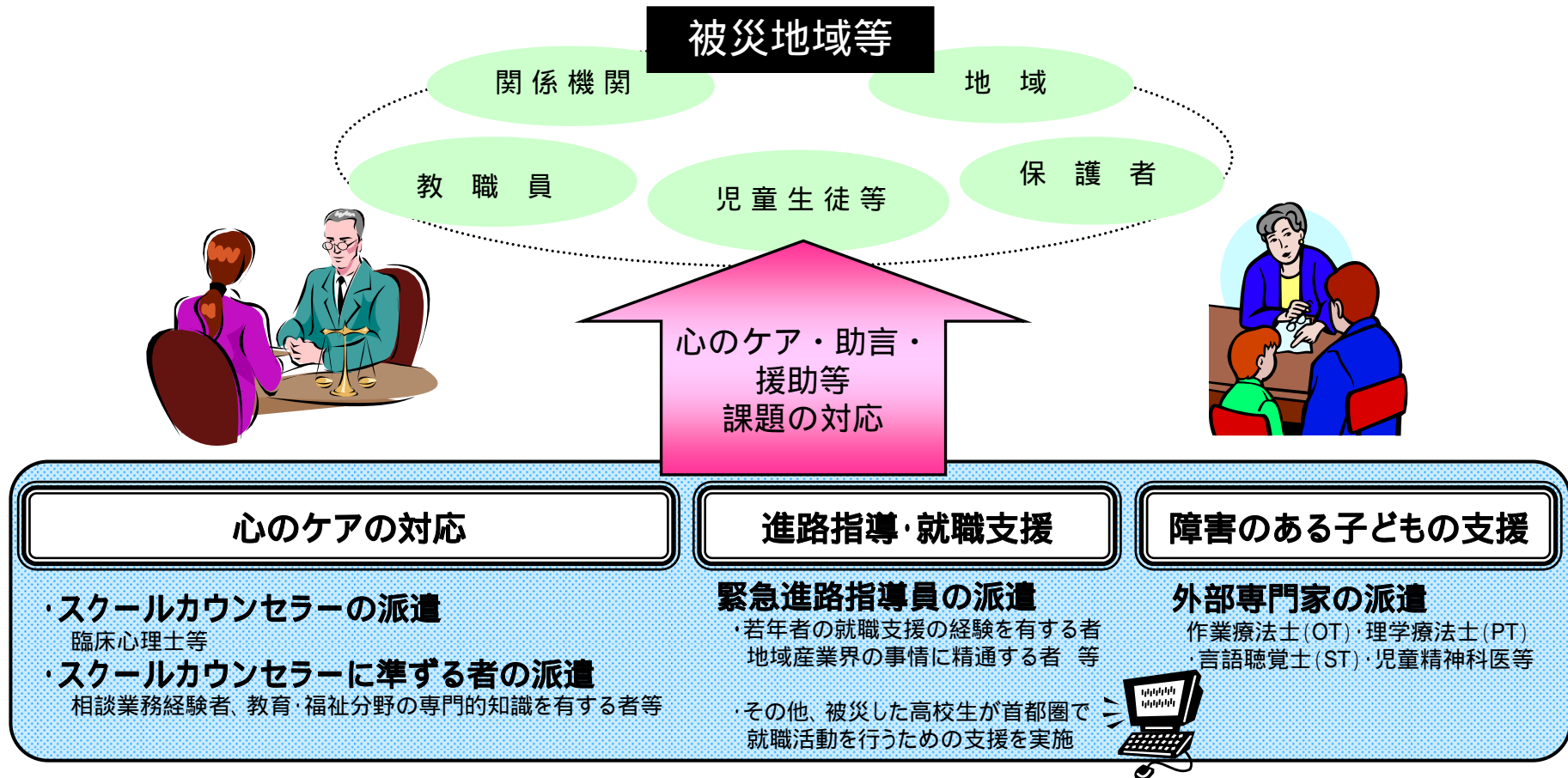


緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成23年度第3次補正予算案 4億円

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行う事業を委託する。

3次補正予算においては、被災地域での新たな課題に対応するため、高校生への進路指導・就職支援を行う緊急進路指導員や、特別支援学校において、障害のある子どもの学習活動の充実を図る外部専門家の活用を実施する。



学校施設等の復旧等

平成23年度第3次補正予算案 1,711億円

東日本大震災により被害を受けた学校施設等の復旧等

公立学校(1次補正962億円、2次補正41億円)
災害復旧費負担金 476億円

- ・新築復旧(移転復旧を含む)や大規模補修等
別途、災害復旧費補助金において、東日本大震災で津波により被災した学校の移転復旧に係る土地取得費を国庫支援すべく、第3次補正予算にあわせて制度改正を行う
24年度以降は移転復旧等を実施

〔 東日本大震災復興交付金(仮称)の活用
(私立幼稚園への貸付けスペースの確保など) 〕

国立大学等(1次補正265億円) 656億円

被災私立学校等復興特別補助・交付金 83億円
・被災した私立学校等の教育環境整備に向けた取組への支援
高等学校等については高校生修学支援基金を活用(4ヵ年)

公立社会教育施設等(1次補正87億円) 329億円

国指定等文化財 39億円

独立行政法人等 126億円

国立科学博物館 4億円、放送大学学園 0.5億円、
国立青少年教育施設 3億円、国立霞ヶ丘競技場 3億円、
日本原子力研究開発機構 87億円、防災科学技術研究所 8億円、
宇宙航空研究開発機構 12億円、海洋研究開発機構 2億円、
物質・材料研究機構 3億円、国立文化財機構 2億円、
日本芸術院 0.3億円



地震により崩壊した教室の柱
(福島県本宮市)



転倒、破損した研究設備
(東北大学)

学校施設の防災対策

平成23年度第3次補正予算案 2,048億円

学校施設の耐震化等を推進

公立学校耐震化及び防災機能強化 1,627億円
(H23当初805億円、1次補正340億円)

国立大学等耐震化等 270億円
・耐震化(200億円)、附属病院自家発電設備(70億円)

私立学校等耐震化等 150億円
(H23当初52億円)

- ・施設の耐震化等
- ・低利融資のための日本私立学校振興・共済事業団への出資
〔耐震改築に対する低利融資の条件緩和(3年間無利子融資)など〕

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金

平成23年度第3次補正予算案 297億円

< 事業概要 >

東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、緊急的な就学支援等を実施
既存の就学支援事業等において対象者増や単価増が見込まれるため、都道府県等の新たな負担を全額国費で支援
被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を交付し、既に都道府県に設置されている高校生修学支援基金において区分経理した上で積み増し、資金を管理
3次補正予算では、平成23年度中の新たな追加需要額(約34億円)の積み増しを行うとともに、被災した幼児児童生徒への中・長期的な就学支援を行うため、平成24年度以降、当面3ヵ年(平成24年度～平成26年度)基金を延長し、就学支援を行うための経費を措置

< 具体的施策 >

【幼稚園】

(対象者) 震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
(補助率) 10/10
(対象者数) 約4,000人 約7,000人
(対象経費) 保育料、入園料
(対象事業) 市町村において行う幼稚園就園奨励事業



【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(補助率) 10/10
(対象者数) 約39,000人(小学校:約26,000人 中学校:約13,000人)
(対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費等
(対象事業) 市町村において行う就学援助事業
第三次補正予算では、スクールバスの運行により通学手段の確保に係る通学費、そのほか、体育用具等を含む学用品費及びクラブ活動費について追加所要額を措置



【高等学校】

(対象者) 震災により修学困難となった生徒
(補助率) 10/10
(対象者数) 約16,000人
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うことで、手厚い修学支援が可能



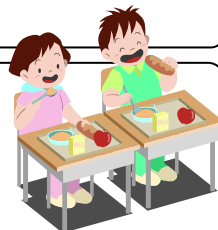
【私立学校】

(対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
(補助率) 10/10
(対象者数) 約6,000人
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【特別支援(幼・小・中・高)】

(対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
(補助率) 10/10
(対象者数) 特別支援学校:約360人 約434人 特別支援学級:約140人 約207人
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業



【専修学校・各種学校】

(対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
: 専修学校高等課程・専門課程:修業年限1年以上
: 専修学校一般課程、各種学校:原則修業年限2年以上
(補助率) 高等課程(10/10)、その他の課程(2/3)
(対象者数) 専修学校:約2,500人 約2,800人 各種学校:約140人 約360人
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業